

(特非) かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
サービス管理責任者等研修事業 学則

(研修の開講目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の質を確保するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする。

(研修事業の名称)

第2条 研修の名称は以下の通りとする。
サービス管理責任者等研修事業

(研修の内容及び事業者指定番号)

第3条 研修の内容

研修の内容は、厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年 9 月 29 日付厚生労働省告示第 544 号）に規定される研修（以下「サービス管理責任者研修」という。）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日付厚生労働省告示第 230 号）に規定される研修（以下「児童発達支援管理責任者研修」という。）の実施。

(1) 内容

- ア サービス管理責任者の役割に関する講義（共通）
- イ アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（分野別）
- ウ サービス提供プロセスの管理に関する演習（分野別）

(2) 回数

共通講義 2 回 児童分野演習年 5 回、地域生活（身体）分野演習年 1 回

(3) 事業者指定番号：003

(研修実施場所)

第4条 研修の実施場所は次の通りとする

前期 児童分野

共通講義（224 名）：サンピアンかわさき（川崎市川崎区富士見 2 丁目 5 - 2）
電話 044 - 222 - 4416

児童分野（224 名）：かわさき保育会館（川崎市川崎区渡田新町 3 丁目 2 - 8）

電話 044 - 333 - 2111
 : 平塚商工会議所 (平塚市松風町 2 - 1 0)
 電話 0463 - 22 - 2510

後期 児童・地域身体分野

共通講義 (346 名) : サンピアンかわさき (川崎市川崎区富士見 2 丁目 5 - 2)
 電話 044 - 222 - 4416

児童分野 (336 名) : ヴェルクよこすか (横須賀市日の出町 1 丁目 5)
 電話 046 - 822 - 0202

: 平塚商工会議所 (平塚市松風町 2 - 1 0)
 電話 0463 - 22 - 2510

地域身体分野 (10 名) : 平塚商工会議所 (平塚市松風町 2 - 1 0)
 電話 0463 - 22 - 2510

(研修担当部署の名称、所在地及び連絡先)

第5条 研修担当部署の名称、所在地及び連絡先は次の通りとする。

名 称 (特非) かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
 所在地 神奈川県厚木市旭町 1-9-7 旭町三紫ビル 302
 連絡先 電話 : 046-220-5380 FAX : 046-220-5381

(研修期間)

第6条 研修期間

	募集期間	分野	定員	共通講義	演習
前期	平成 29 年 6 月 1 日～6 月 28 日	児童分野	224 名	8 月 10 日	A コース 9 月 13・14 日 B コース 10 月 18・19 日
後期	平成 29 年 11 月 10 日～12 月 6 日	児童分野	336 名	1 月 26 日	C コース 2 月 7・8 日 D コース 2 月 27・28 日 E コース 3 月 12・13 日
		身体分野	10 名		2 月 7・8 日

※地域生活(身体)は後期にコース分けせず実施

※後期の研修実施場所については、別途研修の募集要領に記載

(研修カリキュラム・演習計画)

第7条 神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、研修カリキュラムは、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という。)別紙1及び別紙2のとおりとする。具体的な実施カリキュラム・演習計画については別紙のとおり。

(講師氏名)

第8条 共通講義、分野別演習の講師

(1) 共通講義

氏名	所属
河原雄一	社会福祉法人藤沢育成会
大友崇弘	社会福祉法人風祭の森
小池憲一	社会福祉法人かながわ共同会
佐藤敏彦	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク

(2) 分野別演習

児童分野

氏名	所属
大友崇弘(演習統括)	社会福祉法人風祭の森
小池憲一	社会福祉法人かながわ共同会
志賀信道	社会福祉法人聖音会
富岡貴生	社会福祉法人唐池学園
小川陽	社会福祉法人唐池学園
吉田展章	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク
宮崎勤	合同会社みらい
古山恵治	社会福祉法人同愛会
岡西博一	社会福祉法人常成福祉会
高橋幸治	社会福祉法人セイワ
宇山秀一	社会福祉法人県央福祉会
田中秀巳	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク
佐藤敏彦	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク

宮下拓	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
小倉輝久	社会福祉法人同愛会
伊藤美晴	社会福祉法人至泉会
田中努	社会福祉法人唐池学園
東海康行	社会福祉法人よるべ会
鈴木直樹	社会福祉法人光友会
勝田俊一	社会福祉法人さくらの家農園
向山眞知子	社会福祉法人大和しらかし会
柏美樹	特定非営利活動法人こどもの夢サポートセンター
長谷川大輔	社会福祉法人ぴぐれっと
福岡新司	一般社団法人 SOWET
安保博史	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
吉原正人	特定非営利活動法人鎌倉はっぴーくらぶ
飯塚純子	社会福祉法人ぴぐれっと
小松江美	社会福祉法人三篠会
永野祐司	社会福祉法人かながわ共同会
相馬妙子	特定非営利活動法人 roots

地域生活（身体）

青木昌子(演習統括)	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
青木一男	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

（使用テキスト）

第9条 厚生労働省実施の平成 29 年度サービス管理責任者等指導者養成研修会で使用したテキストに基づき、神奈川県の実情等を加味したテキストを使用する。

（受講資格と受講手続等）

第10条 研修に関する受講資格及び受講手続は次の通りとする。

（1）受講資格

サービス管理責任者を配置すべき指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設において、サービス管理責任者として配置している者又は今後配置予定の者、及び、児童発達支援管理責任者を配置すべき指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設において、児童発達支援管理責任者として配置している者又は今後配置予定の者

（2）受講手続

募集要領は開講日の 45 日前までに、法人ホームページと県ホームページに掲載します。所定の申込書により申し込みをし、受講決定を受けたものは、受講決定通知書に

記載された内容を遵守し、共通講義、演習を受講する。

(3) 申込方法

申込方法：郵送

送付先：〒243-0014 厚木市旭町 1-9-7 旭町三紫ビル 302

(特非) かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

申込期限：募集要領で案内

第 11 条 受講者の受講方法

(1) 受講の選考

受講申込者が定員を超えた場合は申込み内容を審査のうえ研修実施要領に記載の受講者選考基準に基づき決定する。

(2) 通知方法

受講可否は郵送とする

(受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法)

第 12 条 研修に関する受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法

(1) 受講料等の費用

受講料は、1 分野 25,000 円とし、すでに他分野でサービス管理責任者研修を受講済みで、共通講義を免除されるものは、20,000 円とする。

(2) 納入方法

受講決定通知に記載された期限までに納付するものとします。支払方法等詳細については受講決定通知と共に案内するものとする（会場までの交通費等についても受講者負担）。

尚、受講料を納付後に受講できなくなった場合や欠席された場合でも、受講料の返還はいたしません。

(研修修了の認定方法)

第 13 条 研修修了の認定方法については、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」別紙 2 により本人確認のされた受講生で、研修のカリキュラムを全て受講し、サービス管理責任者等としての知識を習得したと認められる者とする。

(個人情報の取扱い方法)

第 14 条 個人情報の取扱い

(1) 提出された個人情報について、研修事業以外の目的には使用いたしません。

(2) 研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況等に関する書類、講師の出向状況に関する書類等）は、研修後 5 年間保存します。

(3) 研修修了者名簿は、神奈川県に提出します。